

独占資本の農業政策

—G・フォーゲル研究ノート—

松 本 博 (農政学研究室)

Hiroshi MATSUMOTO

The Agricultural Policy in The Stage of Monopole Capitalism

—A Note on G. Vogel's "Agrarpolitik der Monopole"

(Verlag Die Wirtschaft Berlin, 1957)—

I は し が き

農業基本法が制定されるさいに、その狙いや性格と問題点について種々の議論がなされた。その中で最も基本的な問題点は二つあったように思われる。その一つは農業基本法の性格をめぐる議論である。もう一つは、この農業基本法の対象とされる農民が、主体的にこれをどのようにうけとめ、現在の条件の中で、曲り角的状況を自らの利益においてどのように切り開いていくかという、実践的な課題をめぐる議論であった。^(註1)

前者については、農業基本法にもとづく農業政策は、従来のものと異なる性格のもので、戦後の農政史上で新しい時期を画するものであり、この新農政への移行は昭和30年の米の予約買付制への移行を中心とする河野農政より開始されたという点では一応の見解の一致はあったと思う。しかしこの新農政の狙いと性格については見解が分れていた。それは新農政の立体的構造を問題にするさいにはっきりとあらわれていた。その一つはこの新農政が、所得政策を基軸にして、その上に生産政策、価格政策、構造政策が考えられているという見解であった。もう一つは構造政策が基軸になって生産政策、価格政策、所得政策が立体的にからまっているという見解であった。もちろんこの二つの見解の背後には、新農政の政策主体が何であって、政策対象がどこにおかれていて、政策方向がどちらに向いているかという問題についての認識の違いがあったわけである。また新農政の基調をどのようにみるかの違いに関連があり、それは昭和30年頃を転期として、それ以後の農政の基調を、日本独占資本主義の現段階での小農維持政策の再編成とみるか、小農制維持から、一定の限度をもつとはいえ農業の近代化を指向し、農業の大経営の育成強化の政策への転換とみるかの違いに関連があるものと思われる。

後者においては、新農政批判の議論の中にも、「絶対

反対」論の見解と、構造改革論的な発想にもとづく政策転換を迫るための具体的な農民の対応姿勢を問題にする見解と、の二つがあった。この実践的課題をめぐる議論は、前者の性格議論と関連づけてなされるべきであろうが、これは別の機会に改めて検討することとして、さしあたってここでは省かせて頂きたい。^(註2)

このような農業基本法をめぐる性格論議と実践的課題の論議とは、両者関連づけてなされなければならない。この関連づけにさいしては、種々の問題が考慮され、解明されねばならないが、その中で基本的な問題の一つは、現段階での農政の基調が何であるかを解明することにあると思う。農業基本法制定の背景を考えると、日本資本主義の帝国主義的復活とあいまって国際市場への進出の必要から貿易の自由化をせまられたこと、また独占資本の高度経済成長政策達成のための国内市場の拡大の必要性、この二つから産業構造とくにいわゆる二重構造が問題となり、その一環として農業構造の改善が問題となった。さらに農業法が西ドイツ(1955年)、イギリス(1957年)、フランス(1960年)のヨーロッパ各国で制定され、それぞれの条件に差異があるとはいえ、貿易の自由化」と「国内市場拡大」とから各国とも農業構造の改善が問題となっており、独占資本主義のもとでの農業政策の基調の転換が起っていると思われる。このような事情から、日本資本主義の現段階のもとでの農業政策の基調を検討するにさいして、西ドイツなどでの農業政策の基調について検討してみることは、その手がかりを把むに非常に有益なことと思う。

そこでここでは、戦後の西ドイツの独占資本の農業政策を問題にしたG・フォーゲルの著書「Agrarpolitik der Monopole—Die Rolle der Landwirtschaft in den imperialistischen Plänen der Monopole in Westdeutschland—」(Verlag Die Wirtschaft Berlin, 1957)の中で、G・フォーゲルが独占資本の農業政策の

基調について、どのように理解し、理論的な解明を行なっているかを検討し、今後の研究の手がかりとしたい。^(註3)

(註1) 農業基本法の性格論議と農民のそれへの対応の仕方をめぐる実践的課題の論議とは、両者を関連づけて考えなければならないが、この点についての安達教授の問題整理と問題点の指摘（「農民のタマエとホンネ」思想の科学 1961年8月号）は、非常に検討されねばならないものをもっていると思う。新農政批判を行なっていた革新勢力の中にあつた「絶対反対」論への批判についてはとくにそうである。安達教授は、「理解の論理」と「工作の論理」という観点から両者を関連づけさせようとしている。そのさい「絶対反対」論の「理解の論理」そのものの中に「工作の論理」を創出しえない発想をもっているとするのか、「理解の論理」には問題はないが、「工作の論理」への関連づけに問題があるとみているかは問題になるところであろうが、革新勢力のもっている発想の欠陥への批判は、今後検討されるべきものをもっていると思う。

(註2) 「絶対反対」論を批判し、構造改革論的発想によって、新農政への具体的な農民の対応姿勢を問題にしたものに土井正夫「『新農政』の基本的性格」（佐藤昇編「日本における構造改革」(2) 三一書房所収）がある。

(註3) G・フォーゲル「独占資本の農業政策」について論じたものには崎山耕作氏「西ドイツの農業政策についての若干の問題——G・フォーゲル『独占資本の農業政策』によせて——」（経済学雑誌40巻1号）がある。ここで、「大経営の小経営にたいする優位が西ドイツでどう貫いているか、また、独占資本の収奪により『大農』や『大地主』（フォーゲルによれば）がどのような形で『反独占陣営』に移行しつつあるのか、そして『リュプケ・プログラム』はそれらとどのような関係にあるのか」（136頁）という観点から出されている問題については、重要なものがあるように思われる。

II G・フォーゲル「独占資本の農業政策」の概要

まずG・フォーゲルは、戦後西独の農業政策を、どのような視点からとらえ、またそれをどのような論理構造でとらまえているのか、最初にこの点を明らかにしておく。

“I Theoretische und organisatorische Grundlagen der Agrarpolitik der Monopole in Westdeu-

tschland”では、独占資本主義段階の農業問題は何かであるかということの問題にしている。そこでは戦前のナチ時代の農業政策、戦後の土地改革の流産、農業構造改善を目的としたリュプケ・プラン、その具体化としての農業法（1955年）の成立などをとりあげ、農業法にもとづく農政が歴史的にどのような位置を占めるかを明らかにしている。

独占資本主義のもとでは、農産物の過剰化、恐慌の慢性化、負債の増大などにより、農民は没落し、農業の構造的危機は激化するという通説的な規定を与えている。この観点から、グッティンゲン大学農業経営研究所 E. Woerman、農業市場調査研究所長 A. Hanau、ボン大学社会経済研究所長 Fritz W. Meyer などのブルジョア理論家や、A. Hilferding の「組織された資本主義論」、社会民主党の F. Baade などの理論に批判を行なっている。この点については、新しいものはみられず、従来いわれてきたことのくりかえしにおわっている。結論的には、生産の社会化と私的所有の矛盾が、独占資本主義のもとでは、一層激化するということである。

つぎにナチ時代の農政から戦後の農政へと歴史的にとらえるなかから、独占資本の農民支配が組織的にはどのように行なわれているかを明らかにしている。19世紀末の Alldeutschen Verbandes の農政運動を引きつぐ 1930年代のナチ時代に生まれた Mitteleuropäischen Wirtschaftstag (MWT) の農政運動は、独占資本による農業カルテル化と農工間の均衡との二つに重点があった。戦後の農政はこれを引きついでいる。このようなことを基礎として、独占資本の農民支配を、組織の面から、信用機関、流通組織、国家的な市場規制、農村組織あるいは農民団体の四つの面から検討をすすめている。信用機関については、主として Kreditanstalt für Wiederaufbau, Landwirtschaftliche Rentenbank, Deutsche Genossenschaftskasse について、その管理機構や人的構成、人的なつながりがくわしく論述され、それによって金融資本の農民支配の機構が解明されている。農民の負債が増大し、どのように没落していつているかを、融資組織の面より検討している。流通組織については、独占資本の生産物たる農機具、化学肥料などの販売面や、原料としての甜菜、牛乳などの購買面、製粉や穀物の面での国家的な独占がどのように行なわれ、また加工部門を通して独占資本の農民収奪と支配がどのようになされているかが問題にされている。国家的な市場規制については、“Einfuhr-und Vorratsstelle”, “Kuratorium für Technik in der Landwirtschaft”, “Landwirtschafts Kammer” などが、どのような階級・階層の利益を代表し、この機関を通して市場規制を行ない、

農民支配を行なっているかを検討している。農村組織および農民団体については「ドイツ農民連盟」と「協同組合」について、歴史的発展や役割について分析し、両者とも産業資本や銀行資本、大土地所有者の代弁者によって支配されていること、またそれらは独占資本によって支配されている国家の一機関になっていることが明らかにされている。このように第I章においては、信用・流通・市場規制・農村組織などの面で、独占資本の農民支配の機構としての役割をどのようにもっているかを問題としている。

“II Die agrarpolitische Entwicklung in Westdeutschland unter der Herrschaft der Monopole” は、この著書の半分に近い部分をしめていて、G・フォーゲルの力点のおかれている部分である。この章では、戦後の西ドイツにおける独占資本の農業政策を、土地政策、価格政策、信用・租税政策、市場規制の四点から究明している。まず土地政策については、1946年～48年にわたってはじめられた土地改革が、1952～53年頃に殆んどどこでも流産し、事実上土地改革は進行せず、逆転すらしている。その後土地政策の中心では耕地整理と植民に移されていった。1952年小作法、1953年農業植民促進法、連邦被追放者法、1953年耕地整理法などによって農村における土地所有関係には変化が起った。生産の集中・集積とともに土地集中が進行し、勤労農民の没落は進行した。価格政策においては、農業と工業の間の均衡問題の方向から価格が問題にされ、シェーレと関連して機械化がとりあげられている。農業の機械化は独占資本の国内市場の拡大の一政策として、農機具工業、肥料化学工業の拡大として問題とされ、この機械化が大経営と勤労農民の経営とに与える影響の相違をとりあげ、機械の調達方法や効率の相違が、農民の債務の増大の原因をなすことを示している。この機械化を通して、農民が独占資本によって収奪をうけ、支配をうけていることを明らかにしている。信用・租税政策については、独占資本の利益を代表している国家を通して、その大経営に有利な信用・融資を行なわせ、租税についても大経営に有利にしていることによって、農業政策の課題とされている農業構造改善の手段にされていることを述べている。この信用・租税政策によって勤労農民は没落に追い立てられていること、大経営は有利に経営されるよう援助していることを明らかにしている。この信用・租税政策での国家的な規制は、貿易をも含めた国家による市場規制により一層強くあらわれる。これは“Agrar-union”のための国内的な条件として、四つの市場規制法を制定しているのにみられる。“Gesetz für den Verkehr mit Getreide und Futtermitteln” (Getreidegesetz)、

“Gesetz über den Verkehr mit Zucker” (Zucker-gesetz), “Gesetz über den Verkehr mit Milch, Milcherzeugnissen und Fetten” (Milch- und Fett-gesetz), “Gesetz über den Verkehr mit Vieh und Fleisch” (Vieh- und Fleischgesetz) の四つがそれである。そしてこの四つの法律にもとづくそれぞれの“Einfuhr- und Vorratsstelle”は、農産物の貿易と生産において、管理、分配、価格、使用を規制し、国家的に市場規制を行ないうるようになっていく。価格と関税の操作により大経営を有利にしている。この国家的な市場規制によって、農業の資本家的企業と大経営を強化し、勤労農民の没落をはかって、農業構造改善を促進し、農業同盟結成にあたって、西ヨーロッパにおける支配を有利にし、海外進出を進めることを目標としている。

このように第II章では独占資本は対外進出のためと、国内市場拡大のために、土地政策を中心とした、価格政策、信用・租税政策、国家的な国内外市場の規制によって、農業構造改善を、勤労農民の犠牲において強行しようとしていることを論じている。

さいごに“III Die westdeutsche Agrarpolitik—Ergebnisse und Perspektiven—”では、独占資本の農業政策の結果、農産物の過剰と勤労農民の負債の増大により、勤労農民の没落が進行していることを論じている。“IV Schluss”においては、独占資本の農業政策は、勤労農民の没落を進めるのみならず、大農と大土地所有者の所得をも部分的に収奪していることから、彼等と独占資本との矛盾を生じ、勤労農民とともに反独占的な要素をもつにいたっていることが論じられている。

III G・フォーゲルにおける独占資本の農業政策の論理構造と問題点

G・フォーゲルは、独占資本の農業政策を西ドイツの資本主義が帝国主義的復活をとげ、海外進出を計っているという視点から把握している。貿易自由化の中で農業同盟の方向に向けて有利な条件をつくるための農業生産力を引き上げること、独占資本の国内市場の拡大、このことから農業構造改善が要請され、独占資本の農業政策の中心問題となっている。しかもこの独占資本の農業政策を農業および農民を支配している上からの支配組織の側面からとらえている。すなわち土地政策を中心として、価格、信用・租税、国家的な市場規制などの諸政策を通しての農民支配を組織的に把握していくという視点が基軸をなしている。

このような分析視点に立って、戦後西ドイツの独占資本の農業政策について、どのような理論的展開を行なっ

ているか見てみよう。まず西ドイツ農業は少数の資本家(註1)的企業、大土地所有者と大農をも含めた勤労農民とによって構成されていることが前提になっている。そこで独占資本の農業政策の分析において、G・フォーゲルは、その理論的基礎に「大経営による小経営の駆逐」の理論をおいている。レーニンの著作からの引用によりつつ、勤労農民の没落は大経営の優位性を示すものとしている。この一般的な「大経営による小経営の駆逐」を基礎として、独占資本の農業政策は、耕地整理と植民を中心にした小経営の「統合」をめざす土地政策、価格政策、信用・租税政策、国家的な市場規制などによって、勤労農民を没落させることを狙いとしている。そして勤労農民の没落をおし進めつつ、農業の資本家的企業、大土地所有者、農業の大経営を強化するということを軸にして、農業構造改善がおし進められている。

このような独占資本の農業政策の理論的展開においては、つぎの問題点があるように思われる。

(1) 独占資本の農業政策は、G・フォーゲルにおいては前述のように農民支配を上から行なう組織的な側面では把握されていて、戦後の西ドイツにおける現実の農業構造の推移との関連で問題にされていない。したがって独占資本の農業政策が、どのような資本主義の発展の動向にのっかって出されてきているのかという、農業政策の要請されている客観的基礎が明らかでない。また独占資本の農業政策を通して、どのような農業構造が指向されているのかが解明されていない。このため独占資本の農業政策の基調は明確にされていないと思う。

(2) 農業政策と農業構造の推移との関連が問題にされていないため、農民各層と農業政策とのからみ合いやその間の矛盾が問題にされていない。農民階層の区分そのものにも問題点がないわけでない。小農・中農および大農は勤労農民として一括して把握され、大農は農業的大経営には含まれていない。勤労農民、農業の大経営、農業の資本家的企業、大土地所有者という区分がなされている。そこで農民分解論を基軸とする農業構造分析を基礎にして、独占資本の農業政策が、各階層の利害にどのような影響をもたらすか、各階層との矛盾がどのように現れるかを検討することなしには、独占資本の農業政策の基調は明確にならぬと考える。またこの政策と各階層の矛盾の解明なしには、G・フォーゲルの結論として出されている労農同盟の方向、すなわち独占資本の農業政策に対して、労働者階級の指導のもとに、農民が自らの利害において、どのように対応していくかという実践的な課題に明らかになりえないと思う。

このようなG・フォーゲルにおける独占資本の農業政策の理論的展開における問題点から、独占資本の農業政策

の分析にあたって、どんな視点が必要になるかを考えさせられる。農業政策の分析にあたっては、少なくとも資本主義の発展段階とそれに対応する農業における資本主義化の条件とをふまえたうえでなければならぬということは重要なことである。そうしたことを基礎にして、独占資本の農業政策が勤労農民を没落させるべくことと、そのなかで「大経営による小経営の駆逐」がどのように作用しているか、また大農が独占の側と反独占の側との間で、どのような条件におかれているかをみる必要がある。G・フォーゲルにおいては、大農の反独占勢力への移行の条件の分析が明確でない。

(註1) 勤労農民には小・中・大農が含められているが、大農は農業的大経営と区別されている。この根拠は明確にされていない。この大農と農業的大経営とは富農としてみる方がより妥当なように思われる。

IV む す び

以上のように、G・フォーゲルによる戦後西ドイツの独占資本の農業政策の分析を問題にしてきたが、農業政策の理論的展開にとって、欠かしえないと思われる問題点をあげておきたい。

(1) G・フォーゲルは現段階の独占資本の農業政策の源流を戦前のナチ時代に求めている。この点は非常に興味のある問題であるが、単に組織的な、思想的な系譜のみならず、西ドイツ資本主義の発展段階との関連で検討されることが必要のように思われる。

(2) うえのことと関連して、戦後東西両ドイツに分裂したことは、独占資本の農業政策上、また農政史上、どのような意義をもつものかの検討は欠きえないことと思う。戦前の農政での東ドイツ部分のもつ意義と、現段階で西ドイツの農政の評価とに関連して重要な問題点をなすと思われる。

(3) 現段階の農業政策の基調が、独占資本主義段階の農政の一般的な方向といわれた小農維持政策なのか、これが転換しつつあるとみななければならないのか、G・フォーゲルの分析からはよみとれない。これは農業構造の推移と農民分解の方向との分析のうえに立つ政策の評価でないことが原因していると思われる。

(4) さいごに国家独占資本主義の現段階で、農業政策とは何かと問題にぶつかる。農業構造改善を目標とする独占資本の農業政策は、資本の論理的貫徹するどんな段階と農業の資本主義化の段階と両面より検討していくことが基本的なことであると思われる。